

石油ガス流通合理化調査
民間競争入札実施要項（案）

経済産業省

目 次

1. 趣旨	2
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
3. 実施期間に関する事項	7
4. 入札参加資格に関する事項	7
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	8
6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	10
7. 入札対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
8. 民間事業者が当該業務を実施するに当たり経済産業省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な処置、その他業務の適切かつ確実な実施確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項	12
9. 業務を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任に関する事項	15
10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項	16
11. その他業務の実施に関し必要な事項	17
別紙1 評価項目一覧	20
別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示	23
別紙3 提案書作成様式	26
別紙4 予算決算及び会計令（抜粋）	34
別紙5 経済産業省入札心得	35
別添1 石油ガス講習会・石油ガス懇談会 アンケートひな形	
別添2 平成24年度石油ガス講習会開催実績表	
別添3 平成22年度～平成24年度外部問い合わせまとめ	
別添4 石油ガス懇談会の会場借上場所・費用一覧	
別添5 LPガスのある暮らし配布先、配布数	

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、経済産業省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）対象公共サービスの概要

本業務は、石油ガス（以下、「LPガス」という。）の取引の適正化を図り、市場原理の一層の活用を図ることを目的に、LPガス販売事業者、一般消費者等を対象として、LPガス事情等に関する普及啓発を行うとともに、経済産業局単位でLPガス販売事業者、一般消費者、行政の意見交換の場としての石油ガス懇談会を実施するものである。

（2）業務の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。なお、本業務期間中において年度単位で調査を取りまとめるものとする。

（3）業務の詳細

一般消費者等に対する石油ガス講習会及び消費者団体、LPガス販売事業者団体、学識経験者等との意見交換会（石油ガス懇談会）を実施する。また、一般消費者等に対して、LPガスについての理解を深めるための情報普及資料の作成及び配布等を行う。このため、業務期間内の各年度においてそれぞれ以下の業務を行う。

イ 石油ガス講習会

① 開催方法

地方公共団体、消費者団体及びLPガス販売事業者団体等の開催要請に基づき、年間25回程度、参加人数各30名程度を目標として、一回当たり90分程度の石油ガス講習会（以下「講習会」という。）を各地で開催する。実績については、別添2「平成24年度石油ガス講習会開催実績表」を参照。

なお、開催回数が年間25回に満たない見通しの場合については、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課（以下「石油流通課」という。）と相談の上、開催に向けてのPRに努めるものとする。

② 対象

一般消費者、消費生活相談員、地方公共団体の職員並びにLPガス販売事業者団体の会員及び職員等を対象とする。

③ 講習内容

(ア) LPガスの需給と流通

(イ) 家庭用LPガスの取引等

(ウ) 災害対応におけるLPガスの活用

(エ) その他LPガスに関すること（要請元団体の依頼に応じ、LPガス関連の有用性や問題点について）

④ 講師

学識経験者又は受託事業者職員等

講師選定については、石油ガスにおける見識や、業務経験の有無等を考慮の上、決定する。なお選定に関し必要があれば石油流通課と協議して決定する。

⑤ その他

当講習会の実施結果について各講習会出席者を対象としたアンケート（別添1参照）の配布・回収及び分析を行う。

本講習会は消費者団体等の要請に基づき開催するもののため、会場は要請側が用意。

ロ 石油ガス懇談会

①開催場所等

全国主要都市（札幌市、仙台市、東京都区部、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市（九州・沖縄））において、以下の石油ガス懇談会委員構成及び作業内容による「石油ガス懇談会」を各1回秋から冬にかけ開催する。

②石油ガス懇談会委員構成（各1名以上、計7名程度）

(ア) 消費者団体

(イ) LPガス販売事業者団体等

(ウ) 学識経験者、有識者

(エ) 行政関係者等

③作業内容

(ア) 委員の委嘱（選定を含む。）

(イ) 開催日時の決定

(ウ) 開催場所の決定

(エ) 石油ガス懇談会の議題設定（石油流通課と相談の上決定）

(オ) 懇談会議事の取りまとめ

(カ) 会議用資料の作成及び会場への送付

(キ) 委員謝金及び委員旅費（②（ア）及び（ウ）の委員に限る。）並びに会場借上費（9ヶ所（各経済産業局管内））の支払い（委員謝金の基準としては、経済産業省HP「謝金の標準支払基準」の改定についてを参照のこと）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-meti/syakin.pdf

平成24年度実績：一人当たり 平均10,000円

(ク) 議事録の作成及びその分析

(ケ) 委員以外の参加者の選考（年齢構成、属性のバランスを考慮すること。個別の懇談会の参加人数は問わない。）

(コ) アンケートの実施（当懇談会の実施結果について各懇談会出席者を対象としたアンケート（別添1参照）の配布・回収及び分析を行う。）

(サ) その他開催に必要な作業（懇談会の運営及び庶務等（資料作成・印刷、会場での受付業務）を行う）

ハ 石油ガス情報普及事業

①情報普及資料の作成及び配布

LPガスの取引の際に留意すべき事項やLPガスに関する情報等について、分かりやすく説明した一般消費者向け小冊子「LPガスのある暮らし(仮題)」を作成し、一般消費者、消費者団体、LPガス販売事業者団体、地方公共団体等に配布する。なお、部数は各年度35万部程度作成し、各年度に1回発行する。冊子には、「経済産業省石油ガス流通合理化調査」による作成である旨を記載すること。（入札説明会時等に昨年度のものを配布）

具体的なテーマ、配布先や内容等については、業務開始後9月頃までに石油流通課に確認及び協議をして決定する。

②ホームページへの掲載

民間事業者のホームページ等に、上記小冊子、実施した講習会の概要及びLPガス事業について、生産から消費までを広く分かりやすく解説した一般消費者向け情報である「LPガスガイド」並びに行政及びLPガス業界関連の各種情報等を石油流通課と相談の上掲載する。また、石油流通課の指示があった場合、当該ホームページに掲載する内容の改訂・追加等を行う。

③問い合わせ等に対する対応

本業務に関連する一般消費者、地方公共団体等からのLPガスに関する問い合わせ等に対して適切に対応するため電話・メールによる窓口を設置する。（過去の問い合わせ内容については、別添3）

過去のパンフレット等については、過年度の受託者であるエルピーガス振

興センターHPを参照して下さい。

(<http://www.lpgc.or.jp/corporate/information/pamphlet.html>)

ニ 委員会の開催

本業務（上記イ～ハ）の実施に当たり、石油ガス関連分野の専門家による委員会を毎年度2回開催し、作業内容等の検討を行う。

なお、委員数は8名程度として、委員メンバーについては、受託した民間事業者が提案することとし、委員決定の際は石油流通課と協議する。

民間事業者は、委員会の開催にあたり以下の業務を実施する。

- (ア) 委員の委嘱（選定を含む。）
- (イ) 開催日時の決定
- (ウ) 開催場所の確保・決定
- (エ) 委員会議事の取りまとめ
- (オ) 会議用資料の作成及び会場への送付
- (カ) 委員謝金及び委員旅費（LPガス販売事業者団体及び行政関係者等を除く。）並びに会場借上費の支払い

ホ 納入物

年度ごとに下記の納入物を納入すること。

平成26年度調査に係る納入期限 平成27年3月31日（火）

平成27年度調査に係る納入期限 平成28年3月31日（木）

平成28年度調査に係る納入期限 平成29年3月31日（金）

- ① 調査報告書（懇談会議事録及びその分析、アンケート分析結果等）の電子媒体（CD-R等） 2枚
- ② 情報普及資料（小冊子「LPガスのある暮らし（仮題）」）35万部程度
過去については、エルピーガス振興センターHPを参照のこと

(<http://www.lpgc.or.jp/corporate/pr.html>)

へ 納入場所

- ① 上記ホ①については、石油流通課（経済産業省別館4階）とする。
- ② 上記ホ②については、石油流通課と協議して決定した場所とする。

ト 協議事項

当初予定されていない事項、重要な事項（委員の選任等）について変更する必要がある場合は、石油流通課及び関係する地方経済産業局の担当課と協議して決定する。

(4) 契約の形態及び委託費の支払

イ 契約の形態は、委託契約とする。

ロ 契約金額の支払について（契約締結後、財務省と協議の上決定）

①業務完了の検査

(ア) 経済産業省は、毎年度の委託業務完了報告書を民間事業者から受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は本業務の完了期限の末日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、本業務の完了を確認しなければならない。

(イ) 経済産業省は、前項の確認を行った後に、民間事業者が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。

(ウ) 経済産業省は、前項の規定による引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を民間事業者の承諾を得て使用することができる。

②実績報告書の提出

民間事業者は、経済産業省が別に定める様式により作成した実績報告書を約定期限（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までに経済産業省に提出しなければならない。

③支払うべき金額の確定

経済産業省は、本委託業務の完了の確認及び納入物の引渡しを受けた後、提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、本業務の実施に要した経費の証拠、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し、これを民間事業者に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

④支払

民間事業者は、前条の通知を受けた後に、経済産業省が別に定める様式により作成した精算払請求書を提出する。この場合において、経済産業省は、民間事業者から適法な精算払請求書を受理した日から30日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

ただし、概算払の財務大臣協議が整ったときは、民間事業者は業務の完了前に業務に必要な経費として概算払請求書を提出することができる。この場合において、経済産業省は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断

したときは、支払を行うことができる。

(5) 業務の実施にあたり確保されるべき質

本業務は、LPガスの取引の適正化を図り、市場原理の一層の活用を図ることを目的に、LPガス販売事業者、一般消費者等を対象として、LPガス事情等に関する普及啓発を行うとともに、経済産業局単位でLPガス販売事業者、一般消費者、行政の意見交換の場としての石油ガス懇談会を実施するものである。以下の目標を達成することにより、実施した業務の質を確保する。

各々の参加者にはアンケートを実施し、満足度調査や関心事項等を調査する。

イ 民間事業者は、本業務の実施において、策定した実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

ロ 石油ガス講習会の開催回数：各年度25回程度

ハ 石油ガス懇談会の開催回数：各年度9回

ニ 石油ガス懇談会の参加延べ人数：各年度200人程度

ホ 満足度調査（石油ガス講習会及び石油ガス懇談会）における「十分満足」「どちらかといえば満足」という回答の割合は、70%以上であること。

ヘ 情報普及資料：小冊子「LPガスのある暮らし」の配布部数：各年度35万部

ト 同上資料の配布先組織数：各年度4700ヶ所程度

※過去の配布先については、別添5を参照。

3. 実施期間に関する事項

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 法第15条において準用する第10条（第11号を除く。）に該当しない者であること。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定（別紙4）に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(4) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）により、平成25・26・27年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

(5) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(7) その他、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定める

もののほか、「経済産業省入札心得」（別紙５）に定める事項とする。

５．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）入札に係るスケジュール（予定）

- イ 入札公告　　：平成２５年１２月下旬
- ロ 入札説明会　：平成２５年１２月下旬
- ハ 質問受付期限：平成２６年１月上旬
- ニ 入札書類提出期限：平成２６年２月下旬
- ホ プレゼンテーション：平成２６年２月下旬
- ヘ 提案書の審査等：平成２６年２月下旬
- ト 開札　　　　　：平成２６年２月下旬
- チ 契約締結　　　：平成２６年４月１日

（２）入札の実施手続

イ 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、経済産業省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、経済産業省に対して質問を行うことができる。質問は原則としてFAX又は電子メールにより行い、質問内容及び経済産業省からの回答は原則として入札説明会に参加したすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者は、質問内容及び回答が周知されることが自身の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断する場合には、質問を行う際に非開示を希望することができる。経済産業省は、質問者の意向を聴取した上で、民間事業者の権利や競争上の地位等を害する恐れがあると判断した場合には、質問内容及び回答を周知・開示しない。

ロ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を経済産業省が別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、経済産業省が指定する場所まで提出すること。

- ①提案書（入札公告の際に提示される仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するのかを説明した書類）
- ②評価項目一覧の提案書ページ番号欄に必要事項を記入したもの（入札公告の際に提示される仕様書に記述された要求一覧を達成するか否かに関し、提案書ページ番号欄に、該当する提案書のページ番号を記入したもの）
- ③入札書（見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を記載した書類。封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記すること）
- ④委任状（民間事業者の代表者自らの入札ではなく、代理人をして入札させる場合において必要。）
- ⑤全省庁統一資格審査結果通知書（写し）

(3) 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6. で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

イ 業務内容

業務内容について具体的に記述する。

ロ 業務実施方法

業務実施方法について具体的に記述する。

ハ 業務実施計画

確実に成果をあげるために、応募者が行う業務実施計画（作業内容・スケジュール）について、主要なイベントや報告の時期等を記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的・客観的に記述する。

ニ 業務実施体制、役割分担

業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。

実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チーム（石油ガス講習会、石油ガス懇談会、石油ガス情報普及事業）のリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する。

ホ 組織としての専門性、類似業務実績

組織として、本業務に関する類似業務（石油ガス関係の業務又は国や地方行政機関の委託による普及啓発活動・広報・流通実態調査等の業務）についての実績、石油ガスに関する専門知識、広報活動や講習会開催等のノウハウ、過去の経験等について記述する。

ヘ 業務従事予定者の専門性、類似業務実績

本業務に従事する予定の者の、本業務分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記述する。

ト 業務遂行のための経営基盤・管理体制

業務を円滑に行うための経営基盤、管理体制（経理処理体制等）について記述する。

チ 業務実施に係る工数

「業務実施計画」にて提案した業務実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の中項目単位で調査従事者のクラス別(主任研究者、研究者等)の工数を記述する。

リ 業務実施方法 – I S O 5 0 0 0 1 を取得している場合、認証取得を証明できる資料

(補足：I S O 5 0 0 0 1 (エネルギーマネジメントシステム)とは、業務者がエネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組み。)

ヌ 業務実績及び類似業務実績 – 官公庁も含めた、業務の実績

ル 事業実績及び類似事業実績 – 官公庁も含めた、類似事業の実績

オ 実施体制及び業務従事者略歴 – 本業務実施のための体制図

ワ 実施体制及び業務従事者略歴 – 業務従事者の略歴・実績

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者(以下、「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は経済産業省内に設置する外部有識者を含めた技術審査委員会において行う。

(1) 落札方式及び得点配分

イ 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、次項「総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予定価格の範囲内であること。

②別紙1「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

ロ 総合評価点の計算

「技術点」(技術評価への得点配分)と「価格点」(価格評価への得点配分)との合計により「総合評価点」を算出する。

総合評価点 = 技術点 + 価格点

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2 : 1 とする。

※技術点及び価格点は小数点以下切捨てとする。

ハ 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

ニ 評価の手続き

①一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

(ア) 別紙1「評価項目一覧」の「提案要求事項(項番1~3)」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

(イ) 別紙1「評価項目一覧」の「添付資料(項番4)」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、二次評価を行う。

②二次評価

「一次評価」にて合格した提案書に対し、「評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番1~3)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。

③総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

(ア) 6.(1)ニ②「二次評価」により与えられる技術点

(イ) 入札価格から、6.(1)ロ「総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

ホ その他落札者の決定に関する事項

① 落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札予定者として決定することがある。

② 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき

は、これに代わって入札事務に関係のない経済産業省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- ③ 経済産業省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。
- ④ 初回の入札において入札参加者がなかったときは、経済産業省は、直ちに再度の入札を行うこととする。
- ⑤ 経済産業省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

7. 入札対象業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

「別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

8. 民間事業者が当該業務を実施するに当たり経済産業省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な処置、その他業務の適切かつ確実な実施確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等

イ 報告について

民間事業者は、経済産業省が定める監督職員から要求があるときは、本委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

ロ 調査について

- ① 経済産業省は、民間事業者による本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記イの報告の結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本委託業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、本委託業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。
- ② 立入検査をする経済産業省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ハ 指示について

- ① 経済産業省は、民間事業者による本委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記ロの調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。
- ② 民間事業者は、経済産業省が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- ③ 民間事業者は、改善策の作成に当たり、経済産業省に対して助言、協力を求めることができる。

(2) 秘密の保持等

イ 情報セキュリティの確保

本委託業務の実施において、情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者をおくとともに、セキュリティマニュアルを作成して的確な調査情報の運用管理を行うこと。なお、セキュリティマニュアルは、契約時までには経済産業省の了解を得ること。

ロ 情報セキュリティに関する事故等発生時の対処

情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに経済産業省に報告し、今後の対応方針について協議を行うこと。

ハ 個人情報の扱い

本委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととし、経済産業省が別に指示した場合はそれに従わなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

イ 実施計画の遵守

民間事業者は、契約締結時に定める実施計画書に従って本委託業務を実施しなければならない。

ロ 帳簿等の整備

- ① 民間事業者は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。
- ② 民間事業者は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
 - (ア) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (イ) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等
- ③ 民間事業者は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

ハ 実施計画の計画変更の際しての手續

- ① 民間事業者は、実施計画を変更しようとするとき（業務内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）は、経済産業省が別に定める様式により作成した計画変更承認申請書を経済産業省にあらかじめ提出し、その承認を受けなければならない。
- ② 経済産業省は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

ニ 再委託

- ① 民間事業者は、本委託業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、当該再委託が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 本契約の締結時における履行体制図に定めるものである場合。
 - (イ) 経済産業省の承認を得たものである場合。
 - (ウ) 以下の条件に該当する第三者に対するものである場合。
 - 1) 再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。

委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託業務において効率化が図られると見込まれること。
 - 2) 事業者の業務執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。
 - a. 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託業務の確実な履行が確保されること。
 - b. 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態にないこと。

なお、「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。
 - c. 再委託を受ける事業者が、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
 - d. 金50万円未満の再委託、印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの等の軽微な再委託に該当する場合。
- ② 民間事業者は、経済産業省の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、別に経済産業省が定めた様式により作成した再委託に係る承認申請書を経済産業省にあらかじめ提出しなければならない。
- ③ 民間事業者は、再委託する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、経済産業省に対し全ての責任を負う。
- ④ 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が経済産業省との契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。

い。

ホ 著作権等の扱い

- ① 民間事業者は、納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（民間事業者、民間事業者以外の業務参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を経済産業省に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、経済産業省が民間事業者から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。民間事業者は、経済産業省が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- ② 民間事業者は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、民間事業者は、当該著作物の著作者が民間事業者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- ③ 民間事業者は経済産業省の許可を得ないで委託業務の内容を公表してはならない。

へ 業務の引継

経済産業省は、民間事業者が本委託業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、必要に応じて民間事業者に十分な引継を行うものとする。また、本委託業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、経済産業省は成果物などを基に次期民間事業者への引継を行うものとするが、必要に応じて、経済産業省が本委託業務完了前に民間事業者に対し、引継に必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

9. 業務を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任に関する事項

- (1) 本委託業務を実施するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

イ 国が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

ロ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 本委託業務を実施するに当たり、民間事業者等が、故意又は過失により、経済産業省に損害を与えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、経済産業省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。）。

10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

経済産業省は、内閣総理大臣の評価の時期（平成28年5月頃を予定）を踏まえ、当該業務を行うにあたり必要な情報を得るため、本委託業務の実施状況については、実施年度ごとに年度末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

経済産業省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。石油ガス講習会の開催数や啓発パンフレットの発出部数などを実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

(3) 調査項目

- イ 民間事業者が、本委託業務の実施において、策定された実施計画、作業スケジュールに沿って業務を確実に行ったか。
- ロ 石油ガス講習会の開催回数
- ハ 石油ガス懇談会の開催回数
- ニ 石油ガス懇談会の参加延べ人数
- ホ 満足度調査（石油ガス講習会及び石油ガス懇談会）
- ヘ 情報普及資料：小冊子「LPガスのある暮らし」の配布部数
- ト 同上資料の配布先組織数

(4) 意見の聴取

経済産業省は必要に応じ、民間事業者及び石油ガス講習会参加者等から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況の提出

経済産業省は、本委託業務の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成28年4月頃を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

1 1. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 業務実施状況等の監理委員会への報告

ロ 経済産業省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

(2) 経済産業省の監督体制

イ 本委託業務の契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

ロ 本委託業務の実施状況に係る監督は、上記8.(1)により行うこととする。

ハ 本委託業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させるとの観点から情報共有や課題の検討を行うため、民間事業者との間で、必要に応じて随時打合せを行うこととする。

ニ 経済産業省は、民間事業者との連絡・調整（民間事業者からの業務処理上の質問に対する対応を含む。）を行う職員を置くものとする。

(3) 主な民間事業者の責務

イ 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

ロ 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

ハ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

ニ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。

ホ 会計検査について民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

(4) 契約の解除等

イ 経済産業省は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、経済産業省は民間事業者に対して委託金その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支

払う義務を負わない。

① 民間事業者が、天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと経済産業省が認めたとき。

② 民間事業者が正当な事由なく解約を申し出たとき。

③ 本契約の履行に関し、民間事業者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

④ 前各号に定めるもののほか、民間事業者が本契約の規定に違反したとき。

ロ 経済産業省は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を民間事業者に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(5) 延滞金

イ 民間事業者は、経済産業省に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

ロ 民間事業者は、経済産業省に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であって、経済産業省の定めた期限までに経済産業省に返還しなかったときは、期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(6) 故意又は重過失による過払いがある場合の措置

イ 経済産業省は、民間事業者の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、民間事業者に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

ロ 前項に基づく調査の結果、経済産業省が民間事業者の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、民間事業者は、経済産業省の要求に従い、経済産業省が指定する期日までに経済産業省に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

ハ 経済産業省は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて経済産業省が過払いと認める金額につき、民間事業者に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、経済産業省は、当該過払い額につき、民間事業者がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(7) 契約の解釈

イ 契約に関する一切の事項については、経済産業省、民間事業者協議の上、書

面で合意し監理委員会の議を経た上で、法21条に定める手続きを経ることによって変更することができる。

ロ 契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、経済産業省、民間事業者協議の上決定する。

別紙 1 評価項目一覧

提案書の目次				評価項目	評価の観点	評価区分	得点配分		
大項目	中項目	小項目	細項目				合計	基礎点 (必須)	加 点
1. 業務の目的、内容及び実施方法									
	1.1	業務内容	・業務内容が、業務目的と整合しているか。	・業務内容が、業務目的と整合しているか。	必須	40	10		
			・業務内容が、具体的かつ詳細か。	・業務内容が、具体的かつ詳細か。	必須		10	—	
			・本業務目的に対して、新たな創意工夫をした有効な業務内容が提案されているか。	・本業務目的に対して、新たな創意工夫をした有効な業務内容が提案されているか。	加 点		—	20	
	1.2	業務実施方法	・業務実施方法が、業務目的・内容と整合しているか。	・業務実施方法が、業務目的・内容と整合しているか。	必須	30	10	—	
			・効率的・効果的な業務実施方法が採られているか。	・効率的・効果的、かつ、実現可能な業務実施方法が採られているか。	加 点		—	10	
			・業務実施方法について、創意工夫が見られるか。	・業務実施方法について、創意工夫が見られるか。	加 点		—	10	
			・ISO50001の認証を取得しているか。	・ISO50001の認証を取得しているか。	加 点		—	10	
2. 業務実施計画									
	2.1	業務実施計画	・業務目的・内容に対し、業務実施計画(スケジュール)は妥当か。	・業務目的・内容に対し、業務実施計画(スケジュール)は妥当か。	必須	30	10	—	
			・業務の目的・内容・調査方法に対して、スケジュール、人員、業務実施手順等が効率的か。	・業務実施手順について、効率的に実施するための工夫が示されているか。	加 点		—	20	

提案書の目次				評価項目	評価の観点	評価区分	得点配分				
大項目	中項目	小項目	細項目				合計	基礎点 (必須)	加 点		
3. 業務実施体制											
	3.1	業務実施体制・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制図及び役割が、業務内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・業務を遂行可能な人数が確保されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制図及び役割が、業務内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・業務を遂行可能な人数が確保されているか。 	必須	20	10	—			
			<ul style="list-style-type: none"> ・石油流通課からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石油流通課からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。 					加 点	—	10
	3.2	組織としての専門性、類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として業務内容に関する専門知識又はノウハウ（石油ガスに関する専門知識、広報活動や講習会開催等のノウハウ。以下同じ）があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として業務内容に関する専門知識又はノウハウ（石油ガスに関する専門知識、広報活動や講習会開催等のノウハウ。以下同じ）があるか。 	必須	30	10	—			
			<ul style="list-style-type: none"> ・組織として類似業務（石油ガス関係の業務又は国や地方行政機関の委託による普及啓発活動・広報・流通実態調査等の業務。以下同じ）の実績があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として類似業務（石油ガス関係の業務又は国や地方行政機関の委託による普及啓発活動・広報・流通実態調査等の業務、以下同じ）の実績があるか。 					加 点	—	10
			<ul style="list-style-type: none"> ・組織としてその他業務内容に活かされる専門知識・ノウハウ・過去の経験等があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織としてその他業務内容に活かされる専門知識・ノウハウ・過去の経験等があるか。 					加 点	—	10

3.3	業務従事予定者の専門性、類似業務実績	・業務従事予定者に、業務内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。	・業務従事予定者に、業務内容に関する専門知識・ノウハウ等があるか。	必須	30	10	—
		・業務従事予定者に、類似業務の実績があるか。	・業務従事予定者に、類似業務の実績があるか。	加 点		—	10
		・業務従事予定者に、上記以外でその他業務内容に活かされる専門知識・ノウハウ・過去の経験等があるか。	・業務従事予定者に、上記以外にその他業務内容に活かされる専門知識・ノウハウ・過去の経験等があるか。	加 点		—	10
3.4	業務遂行のための経営基盤・管理体制	・業務遂行のための経営基盤を有しているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	・業務遂行のための経営基盤を有しているか。 ・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか。）	必須	20	20	—
				合計点数	200	90	110

提案書の目次			資料内容	提案の要否
大項目	中項目	小項目		
4. 添付資料				
	4.1	業務実施に係る工数		必須
	4.2	業務実施方法	・ IS050001 の認証取得を証明できる資料	任意
	4.3	業務実績及び類似業務実績	・ 官公庁も含めた、業務の実績	任意
			・ 官公庁も含めた、類似業務の実績	任意
	4.4	実施体制及び業務従事者略歴	・ 本業務実施のための体制図	任意
			・ 業務従事者の略歴・実績	任意

別紙2 従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費

全て業者委託で実施している。

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
① 人件費	16,709	12,175	10,911
② 事業費	18,742	21,953	21,393
③ 一般管理費	5,318	6,850	3,069
合計	40,769	40,978	35,373

※人件費については、人件費の考え方の変更により、経費の一部が事業費として計上されるようになったことや、単価の見直し等を行ったことに伴い低下している。

※一般管理費については、委託先のエルピーガス振興センターの一般財団法人化に伴う会計制度の変更等により、平成24年度に設定された一般管理費比率が20%から9.5%に低下したため、大幅な減額となっている。

2. 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	4	6	4

全て業務委託による実施をしており、上記は委託先での人員である。

※平成23年度に関しては、今まで経済産業局主体として開催していた地方懇談会を振興センター主体の運営に変更したため、配置職員数の増加が行われたが、業務の見直しの結果、従来と同じ人員にて対応が可能となったため平成24年度は配置人員数を平成22年度以前と同じとしている。

(業務実施者に求められる知識・経験等)

仕様書等での必須条件としては規定していないが、LPガス関係の業務に関する知識、特に対消費者小売関係の知識を有している者などが従来実施。

3. 従来の実施における目的の達成の程度

(1) 石油ガス講習会

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催回数	29	31	20
参加延べ人数	1,292	1,160	624

平成24年度実施状況は別紙2「平成24年度石油ガス講習会開催実績表」のとおり。

(2) 石油ガス懇談会

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催回数	9	9	9
参加延べ人数	205	231	236

(3) 情報普及資料：小冊子「L P ガスのある暮らし」

	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度
配布部数	70 万	70 万	70 万
配布先組織数	約 6,200	約 6,200	約 6,000

※主な配布先、地方公共団体、消費者センター、L P ガス協会、消費者団体等

4. 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 施設

業務実施に係る管理等：民間事業者の事務室

石油ガス講習会、石油ガス懇談会の会場：借り上げ等により臨時に確保（過去の実績については別添 4 を参照）

(2) 設備

民間事業者の事務室：電話、パソコン、プリンタ、F A X、机、いす 等

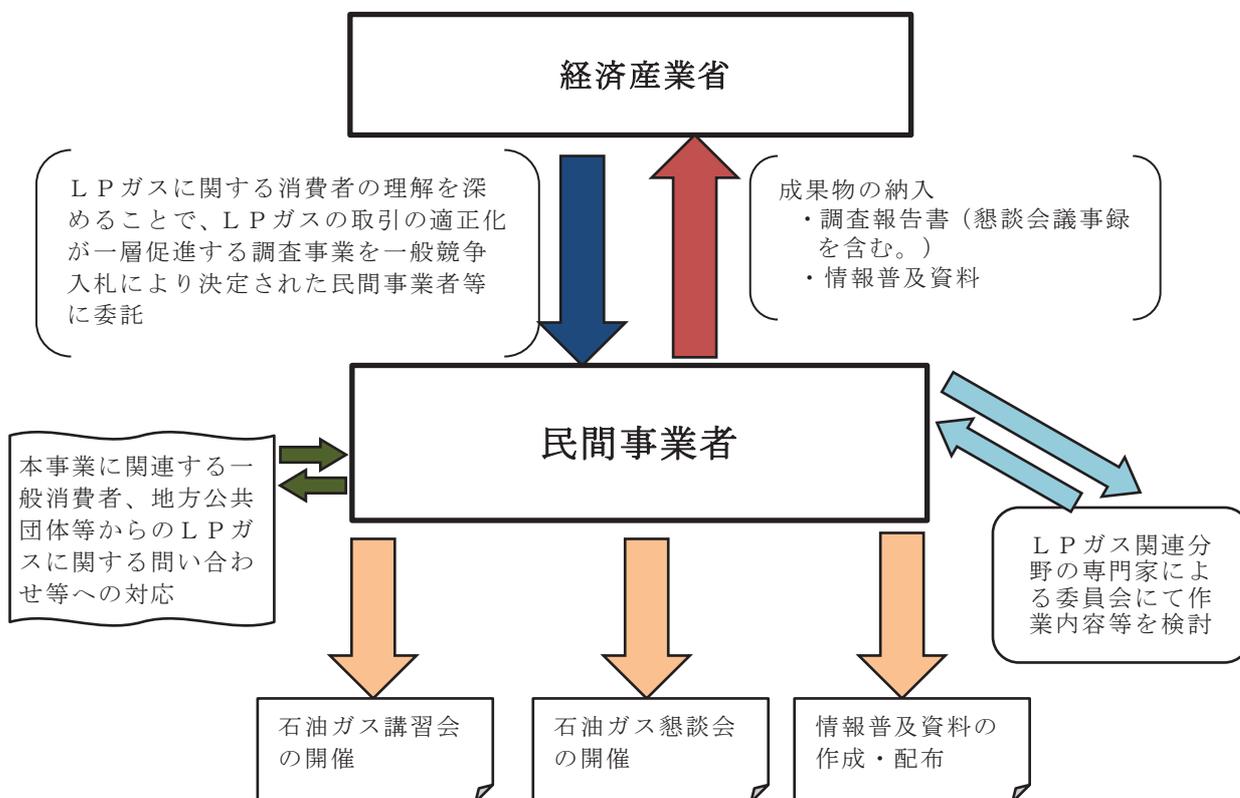
その他：普及啓発資料の電子媒体を公開するに際しては、民間事業者が自らの活動状況等を掲載しているために当該民間事業者が運用している既存の Web システムを使用

(3) 注記事項

業務を実施する際に必要となる施設及び設備は、民間事業者において準備する必要がある。

5. 従来の実施方法等

(1) 業務の実施体制



(2) 成果物についての情報

本業務の従来調査報告書については、経済産業省のホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)中の「委託調査報告書」のページから、閲覧可能である。

また、従来、本業務を実施してきた一般社団法人エルピーガス振興センターのホームページ(<http://www.lpgc.or.jp/>)において、情報普及資料「LPガスのある暮らし」や(液化)石油ガス懇談会の開催概要等が、閲覧可能である。

別紙3 提案書作成様式

【1 業務の目的、内容及び実施方法】

1.1. 業務内容

記述内容	▪ 業務の内容について具体的に記述する。
-------------	----------------------

- ・ 業務の内容

1.2. 業務実施方法

記述内容	▪ 業務実施方法について具体的に記述する。
-------------	-----------------------

- ・ 業務実施方法

【2 業務実施計画】

2.1. 業務実施計画

記述内容	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 確実に成果をあげるために、応札者が行う業務実施計画（作業内容・スケジュール）について、主要なイベントや報告時期を記述し、提案したスケジュールの根拠を具体的・客観的に記述する。
-------------	---

- ・ 作業内容、スケジュール

記述例

◆ スケジュール

(以下の項目等を含めて記述)

- ・ 業務内容、担当者、開始日、終了日、作成資料名、イベント等の時期

作業ID			作業項目			作業内容	担当	開始日	終了日	作成資料	平成〇〇年〇月				〇月				
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						4	11	18	25	6	13	20	27	
100			●●●●●●																
	111			XXXX															
		XXX			●●●														
		XXX			●●														
120				□□□□															
					●●														
					●●														
130				△△△△															
					●●														
					●●														

◆ 工夫及び遅滞なく作業を完了するための工夫

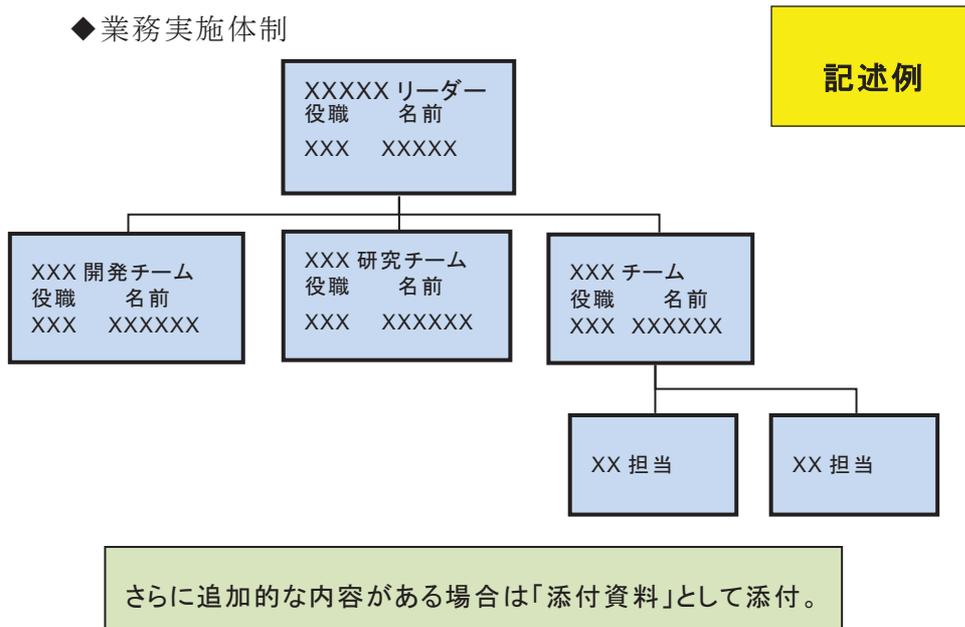
- ・ 過去、XXXX にて利用したスケジュールをテンプレートにしてスケジュールを作成した。
- ・ XX
- ・

【3 業務実施体制】

3.1 業務実施体制、役割分担

記述内容	<ul style="list-style-type: none">▪ 業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担(併任可)や担当者数がわかるように記述する。▪ 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する。
-------------	--

◆業務実施体制



◆役割分担

- ・ 各チームの主な役割
- ・ 各チームの担当者数

3.2 組織としての専門性、類似業務実績

※石油ガス関係の業務又は国や地方行政機関の委託による普及啓発活動・広報・流通実態調査等の業務) についての実績、石油ガスに関する専門知識、広報活動や講習会開催等のノウハウ、過去の経験等

記述内容

- 組織として、本事業に関する専門知識、ノウハウ、過去の経験等について記述する。

◆ 専門知識、ノウハウ

- ・ XXXXXXXXXXXX
- ・ 提案書に別途含める、XXXXXXXXXXXX の参照 等

記述例

◆ 過去の実績

(以下の項目等を含めて記述)

- ・ 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「中央府省 A」といった形式で記述する)
- ・ 実施概要
- ・ 実施時期
- ・ 主たる業務実施担当者 等

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

3.3 業務従事予定者の専門性、類似業務実績

※石油ガス関係の業務又は国や地方行政機関の委託による普及啓発活動・広報・流通実態調査等の業務) についての実績、石油ガスに関する専門知識、広報活動や講習会開催等のノウハウ、過去の経験等

記述内容

- 本事業に従事する予定の者の、本事業分野に関する専門知識、ノウハウ等の蓄積、過去の経験について記述する。

◆業務担当者名

(以下の項目等を含めて記述)

- ・ 部署・役職
- ・ 予定担当業務
- ・ 役割
- ・ 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
- ・ 略歴・保有スキル・専門知識等
- ・ 過去の実績

記述例

◆業務担当者名

(以下の項目等を含めて記述)

- ・ 部署・役職
- ・ 予定担当業務
- ・ 役割
- ・ 業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)
- ・ 略歴・保有スキル・専門知識等
- ・ 過去の実績

さらに追加的な内容がある場合は「添付資料」として添付。

3.4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

記述内容	▪ 事業を円滑に行うための経営基盤、管理体制(経理処理体制等)について記述する。
-------------	--

◆ 経営基盤について

■ 資金・設備の状況

- ・XXXXXXXXXXXXXX。

- ・XXXXXXXXXXXXXX。

- ・XXXXXX

■ 管理体制について

- ・XXXXXXXXXXXXXX

- ・XXXXXXXXXXXXXX

【4 添付資料】

4.1. 業務実施に係る工数

記述内容

- 「2.事業実施計画」にて提案した事業実施方法を実現するために必要な工数を、入札仕様書における業務の中項目単位で調査従事者のクラス別（主任研究者、研究者等）の工数を記述する。

・【契約件名】見積り詳細

記述例

業務				担当者のクラス別工数（人月）/月				工数 (業務中項目単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	●●●に係るもの							
		1)	× × × ×
		2)	× × × ×
(2)	○○○に係るもの							
		1)
		2)
	
			合計(工数)

4.2 業務実施方法－ I S O 5 0 0 0 1 の認証取得を証明できる資料

4.3 業務実績及び類似業務実績 ー官公庁も含めた、業務の実績

4.3 業務実績及び類似業務実績 ー官公庁も含めた、類似業務の実績

4.4 実施体制及び業務従事者略歴 ー本業務実施のための体制図

4.4 実施体制及び業務従事者略歴 ー業務従事者の略歴・実績

別紙 4 予算決算及び会計令（抜粋）

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- ⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

別紙5 経済産業省入札心得

経済産業省入札心得

(趣旨)

第1条 経済産業省の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官等に提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(代理人の制限)

第7条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第8条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札のとりやめ等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 提案書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第11条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入

札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 12 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について予決令第 8 5 条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 1 0 分の 7 から 1 0 分の 9 までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

(2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 1 0 分の 6 を予定価格に乗じて得た額

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 13 条 契約担当官等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

(再度入札)

第 14 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第16条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

別記

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(様 式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業者コード

代理人氏名

印

入 札 書

入札金額 ¥ _____

入札事項 石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）

契約条項の内容及び貴省入札心得を承知の上入札いたします。

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

資源エネルギー庁長官官房総合政策課長 殿

住 所

会社名

代表者名

印

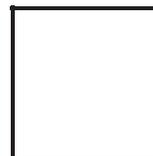
私は、下記の者を代理人と定め、石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）に関し、次の事項に関する権限を委任します。

- 委任事項
1. 入札（見積り）に関する事
 2. 開札の立会いに関する事

記

代理人氏名

代理人使用印鑑



アンケート用紙

別添1

日頃よりLPガス産業の発展にご支援、ご理解を賜り感謝申し上げます。
今後の石油ガス講習会実施の参考にさせて頂くため、
アンケートへの回答(表裏 両面)にご協力をお願い致します。

* 以下の各項目について該当するものに一つ ☒印をお付け下さい。

1 該当区分 消費者 事業者 学識者 行政

2 講習会の満足度について

十分満足できた

[どの様な点が良かったですか:]

どちらかといえば満足できた

どちらかといえば満足できなかった

満足できなかった

[どの様な点に改善が必要ですか:]

3 関心のあるテーマについて(複数回答可)

需給動向

価格動向(小売価格の動向、地域の料金水準、都市ガスとの比較等)

料金の内容(料金表、料金制度、原料費調整制度等)

販売店の切替え(勧誘方法、配管費等の請求)

保安(最近の事故件数と要因等)

消費者相談所に寄せられた相談内容

LPガスの環境特性

最新のガス消費機器等

災害時(非常時)対応

その他[どのようなテーマに関心がありますか:]

4 関心の薄いテーマについて(複数回答可)

需給動向

価格動向(小売価格の動向、地域の料金水準、都市ガスとの比較等)

料金の内容(料金表、料金制度、原料費調整制度等)

販売店の切替え(勧誘方法、配管費等の請求)

保安(最近の事故件数と要因等)

消費者相談所に寄せられた相談内容

LPガスの環境特性

最新のガス消費機器等

災害時(非常時)対応

5 講習会に期待することについて(複数回答可)

LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること

相互の情報交換・コミュニケーションを図ること

その他[]

6 講習会を改善すべき点をご記入下さい。

[]

7 その他のご意見ご感想をご記入下さい。

[

]

消費者委員の皆様には返信用封筒をご用意しておりますのでご記入頂き投函をお願い致します。
他の出席者の皆様は、お手数ですがFaxでご送信お願い致します。

Fax. 番号00-0000-0000 団体名:

(電話 00-0000-0000)

皆様からのアンケートの結果を今後の懇談会運営に反映して参ります。

ご協力ありがとうございました。

アンケート用紙

別添1

日頃よりLPガス産業の発展にご支援、ご理解を賜り感謝申し上げます。
懇談会発展の参考にさせて頂くため、アンケートへの回答(表裏 両面)にご協力をお願い致します。

* 以下の各項目について該当するものに一つし印をお付け下さい。

1 該当区分 消費者 事業者 学識者 行政

2 懇談会の満足度について

十分満足できた

[どの様な点が良かったですか:]

どちらかといえば満足できた

どちらかといえば満足できなかった

満足できなかった

[どの様な点に改善が必要ですか:]

3 関心のあるテーマについて(複数回答可)

需給動向

価格動向(小売価格の動向、地域の料金水準、都市ガスとの比較等)

料金の内容(料金表、料金制度、原料費調整制度等)

販売店の切替え(勧誘方法、配管費等の請求)

保安(最近の事故件数と要因等)

消費者相談所に寄せられた相談内容

LPガスの環境特性

最新のガス消費機器等

災害時(非常時)対応

その他[どのようなテーマに関心がありますか:]

4 関心の薄いテーマについて(複数回答可)

需給動向

価格動向(小売価格の動向、地域の料金水準、都市ガスとの比較等)

料金の内容(料金表、料金制度、原料費調整制度等)

販売店の切替え(勧誘方法、配管費等の請求)

保安(最近の事故件数と要因等)

消費者相談所に寄せられた相談内容

LPガスの環境特性

最新のガス消費機器等

災害時(非常時)対応

5 懇談会に期待することについて(複数回答可)

LPガス産業の課題・問題意識の明確化・共有化すること

相互の情報交換・コミュニケーションを図ること

その他[]

6 懇談会を改善すべき点をご記入下さい。

[]

7 その他のご意見ご感想をご記入下さい。

[]

消費者委員の皆様には返信用封筒をご用意しておりますのでご記入頂き投函をお願い致します。
他の出席者の皆様は、お手数ですがFaxでご送信お願い致します。

Fax. 番号00-0000-0000 団体名:

(電話 00-0000-0000)

皆様からのアンケートの結果を今後の懇談会運営に反映して参ります。

ご協力ありがとうございました。

平成24年度石油ガス講習会開催実績表

【別添2】

2013/11/5

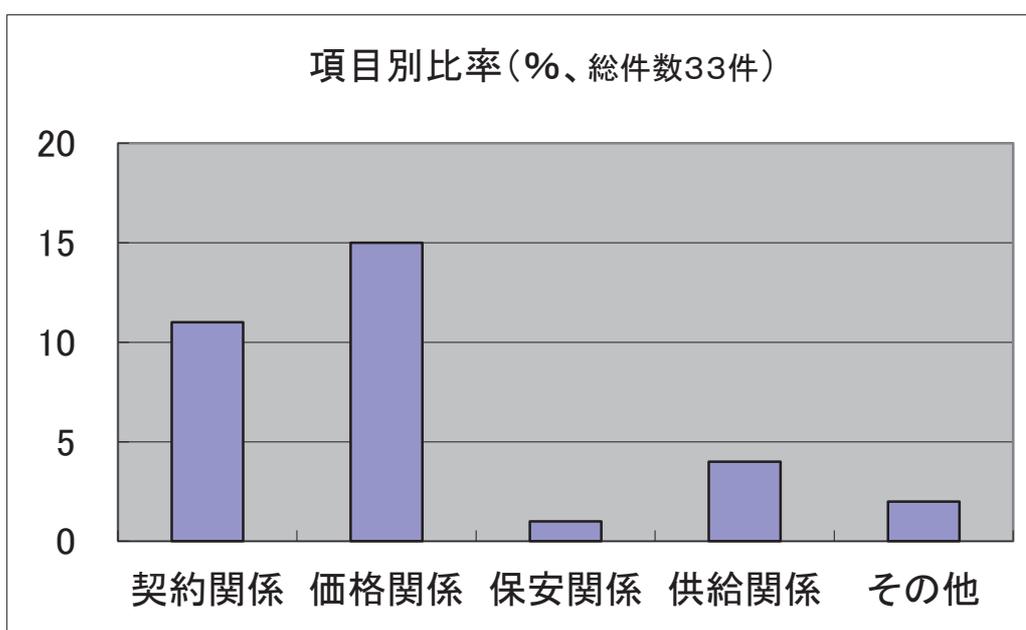
2013/11/5

NO.	主催団体	開催日	開催場所	参加人数
1	高松市 市民政策部地域政策課	5月26日(土)	高松市	35
2	公益社団法人全国消費生活相談員協会	6月28日(木)	柏市	12
3	社団法人三重県エルピィガス協会	7月3日(火)	四日市市	19
4	一般社団法人札幌消費者協会	7月11日(水)	札幌市	16
5	甲賀市消費学習会	7月17日(火)	甲賀市	13
6	三重県消費生活センター	8月24日(金)	津市	14
7	三重県消費者杉の会	9月27日(木)	津市	14
8	岡山県エルピィガス協会 和気支部	10月6日(土)	備前市	101
9	福井県LPガス協会 若狭支部	11月16日(金)	小浜市	14
10	中津川市生活学校	12月6日(木)	中津川市	18
11	川内中央生活学校	12月10日(月)	薩摩川内市	29
12	千葉県生涯大学校 京葉学園	12月17日(月)	千葉市	81
13	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 東北支部	12月22日(土)	仙台市	12
14	神奈川県消費生活相談員ネットワーク	25年1月12日(土)	横浜市	20
15	(公社)全国消費生活相談員協会	25年2月16日(土)	大阪市	22
16	徳島県生活学校連絡会	25年2月19日(火)	徳島市	21
17	大垣市生活学校	25年3月4日(月)	大垣市	29
18	千葉県生涯大学校 東葛飾学園	25年3月4日(月)	流山市	82
19	全国消費生活相談員協会	25年3月6日(水)	新宿区	14
20	東神楽消費者協会(北海道エルピィガス協会)	25年3月11日(月)	上川群	26

平成22年度外部問い合わせ内容

【別添3】

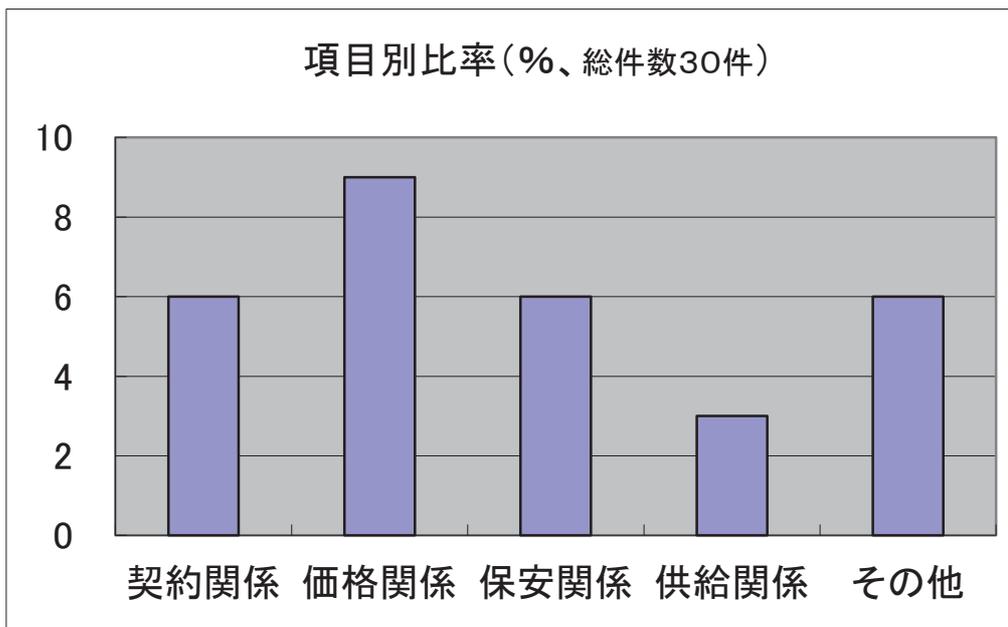
項目	件数	比率	主な問合せ先	主な内容
契約	11	33%	一般消費者 消費者センター 事業者	・LPガスの訪問勧誘で契約した消費者が、契約時に特定商取引法の書面を交付しなかった。契約は成立するのか？
				・一戸建ての借家に住んでいるが、販売事業者と契約を結ぶのは問題ないか。
				・オール電化へ変更しようとしたら、LPガスの供給設備撤去費用として5万円を請求された。払う必要はあるのか？また金額は妥当なのか？
				・販売店の変更の勧誘を受けたが、契約終了に伴う室内配管の費用清算は必要なしとの説明であった。本当なのか？
価格	15	46%	一般消費者	・訪問販売で今より料金が安くなると勧誘を受けたが？
				・円高なのにLPガス料金を値上げするとの通知を受けたが納得できない。
				・引っ越してきたが、LPガス料金が低い。集合住宅であるが、どうしたものか？
				・訪問勧誘で安い料金を提示され、現販売店に話したところ料金値引きに応じるとの事となった。これまでの高かった料金を遡及して値引させることは可能か？
				・埼玉県内で引っ越したが、料金格差が大きい、疑問に思う。
保安	1	3%	消費者(小学校)	・実験で小型のボンベを使うとバブルから少量ガス漏れする。
供給	4	12%	一般消費者	・屋外で調理用バーナーを輸入し販売したいが、小型のLPガスボンベでガスの供給を依頼すると断られた。どうしたら供給してもらえる業者を探せるのか？
				・質量販売でガスを購入したいが断られる。供給先を教えて欲しい。
その他	2	6%	消費者	・(社)XXX協会のホームページを閲覧したが、この協会は信用できる団体なのか？
			消費生活センター	・公益法人のような組織からダイレクトメールが送られてきて、LPガス料金のデータ調査や他の事業者を紹介する内容であるが、問題はないか？
計	33	100%		



平成23年度外部問い合わせ内容

【別添3】

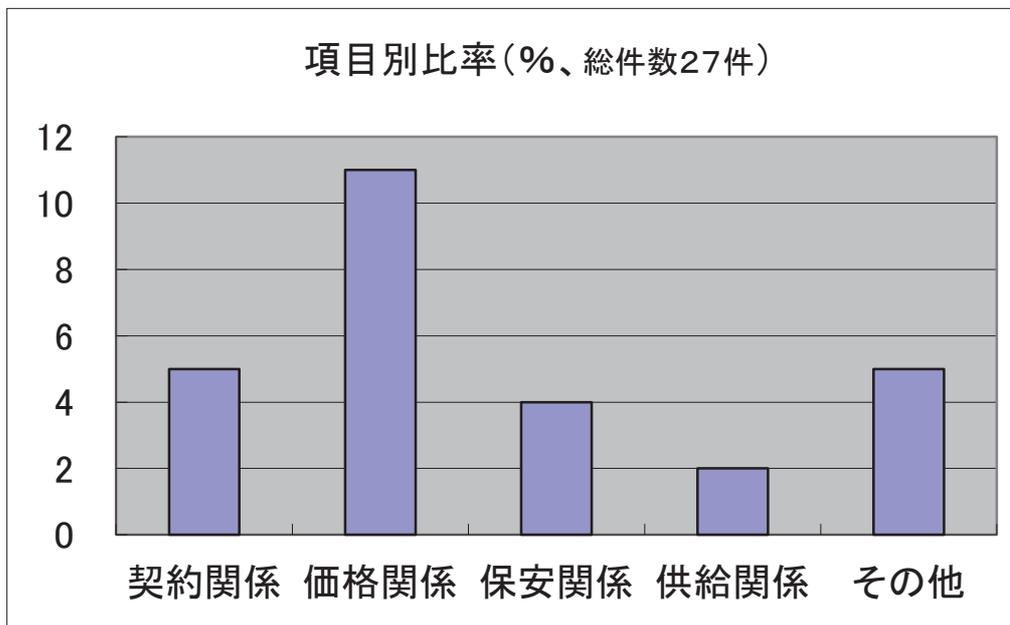
項目	件数	比率	主な問合せ先	主な内容
契約	6	20%	一般消費者 消費者センター	・新規の販売業者と契約を結ぶに当たり、契約期間が15年とあるがその根拠を知りたい。
				・今年リフォームを行いガス配管工事は15年付き合っていたA販売店へ頼んだ。その後新しい販売店へ変更したらA販売店より工事代116千円の請求があった。払う必要はあるのか。
				・A販売店より訪問勧誘を受けた。料金も安く契約書もきちんとしているが信用できる会社か
価格	9	30%	一般消費者	・賃貸の集合住宅に住んでいるが、ガス代が高いので販売店を変更できるか？
				・オール電化へリフォームしたところ、15千円のボンベ引取料を請求された。納得できない。
				・基本料金、従量料金が他社より安い販売店がある。販売店によって料金格差はあるのか。
				・現在基本料金1,800円、従量料金570円/m ³ で購入しているが、この料金は高いのではないか。
保安	6	20%	事業者 消費者団体	・A販売店より訪問勧誘を受けた。料金も安く契約書もきちんとしているが信用できる会社か
				・お客様が自分でガス漏れ警報器を設置したが、問題はありませんか？
				・ガスのゴム管で「青・オレンジ・白」の色があるが、使用ガスは
供給	3	10%	一般消費者 NGO	・東日本大震災被災地の行方不明容器への対応はどうなっているのか？
				・LPガスを使用しているが、都市ガスへ切り替えたいがどのようにすればよいのか
その他	6	20%	一般消費者 事業者	・震災被災者の避難所へ手持ちのあるだけのLPガス容器にガスを詰めたいが何処で詰めてもらえるのか
				・学園祭で60名分の芋煮を作りたいのですが、ガスの消費量はどの位ですか？
				・都市ガスで10m ³ 程度使用する場合、LPガスでは何m ³ 程度になるのですか
計	30	###		・軽トラックにガス器具を設置した移動販売車を検討中、改造業者を教えてください。



平成24年度外部問合せ内容

【別添3】

項目	件数	比率	主な問合せ先	主な内容
契約	5	19%	一般消費者 消費者センター	・新規勧誘店より配管撤去費用は払う必要がないと言われた。
				・都市ガスに変更しようと販売店に連絡したら違約金を請求された。払う必要はある
				・前居住者の使っていたガス機器を引き継いでいえるが、古いものもあり、販売店から長く使ってくれるならコンロを無償で提供するとか、給湯器は後2年は使ってほしいとか言われている。どう対応したらよいか。
				・販売店から供給機器の交換の費用負担の要請がきた。払う必要はあるのか。
価格	11	41%	一般消費者 消費者センター	・賃貸の集合住宅に住んでいるが、ガス代が高いので販売店を変更できるか？
				・販売店から大幅な値上げを通知された。地域の一般的な料金レベルを知りたい。
				・事業者によってLPガス料金が大きく異なる。差別対価ではないか。
				・ガス代の値上げ通知を受けたが払うと認めたことになると聞いたが正しいか。
				・3月の値上げ分のガス代をうっかり払ってしまった。4月は支払いを止めている。
				・ガス価格を比較できるデータはないか。
				・新規勧誘店に配管撤去の委任状にサインしてしまった。キャンセルできるか。
				・新規勧誘店より価格の提示を受けた。この価格は安いのかどうか。
				・現在のLPガス購入のガス料金は高いと思うが教えてほしい。
保安	4	15%	消費者 弁護士	・ガス警報器の寿命は何年か。電池式のものはあるか？
				・消費者が供給開始時点の点検調査に応じてくれない。ガス代も未払いである。
				・ガスボンベ転倒防止用のチェーンは地震でも大丈夫か。ボンベが倒れたらどうなるのか。 集中監視システムのメリットは何か
				・東日本大震災被災地の行方不明容器への対応はどうなっているのか？
供給	2	7%	一般消費者 事業者	・地元LPガス販売店に切り替えたいか、容器庫を撤去したので自分では配達できないと言われた。これでは取引したい販売店を自由に選べない。どうしたらよいか。
				・小型消費機器の展示会用に10kg以下の容器での供給を受けたい。
その他	5	19%	一般消費者 事業者 消費者センター	・LPガス講習会を開催してもらえないか。
				・日本のLPガス機器仕様で海外で使えるか。
				・集中監視システムの統計データはあるか。
計	27	100%		



2. 石油ガス懇談会の会場借り上げ先、借り上げ費用

H24年度

借り上げ先	費用
KKRホテル名古屋	106,500
国民會館(大阪)	58,035
福岡県中小企業振興センター	75,747
KKRホテル仙台	72,240
合計	312,522

H23年度

借り上げ先	費用
KKRホテル名古屋	106,500
福岡県中小企業振興センター	69,342
KKRホテル仙台	72,240
合計	248,082

H22年度

借り上げ先	費用
KKRホテル仙台	34,980
KKRホテル名古屋	82,500
合計	117,480

※上記会議室の借り上げ額は3～4時間の金額

【別添5】

1. パンフレット(「LPガスのある暮らし」)の過去の配布先、配布数の積上

「LPガスのある暮らし」2012年度の送付

団体	部数
都道府県庁・支庁	1,466
市役所・支所・区役所・出張所	74,059
町・村役場	114,090
消費者センター関連	16,623
経産局等	180
農協関連	719
生協関連	7,700
LPガス販売店等	4,280
エル協・県協	277,815
その他	2,101
漁協関連	400
プレス	20
賛助会員	144
旧卸協会員	4,080
消費者団体	52,559
追加送付分	57,723
その他	86,041
合計	700,000

「LPガスのある暮らし」2011年度の送付

団体	部数
都道府県庁・支庁	1,466
市役所・支所・区役所・出張所	73,627
町・村役場	127,240
消費者センター関連	16,638
経産局等	180
農協関連	719
生協関連	7,899
LPガス販売店等	4,280
エル協・県協	277,515
その他	2,101
漁協関連	400
プレス	20
賛助会員	146
旧卸協会員	4,100
消費者団体	53,632
追加送付分	124,656
その他	5,381
合計	700,000

※

「LPガスのある暮らし」2010年度の送付

団体	部数
都道府県庁・支庁	1,457
市役所・支所・区役所・出張所	74,881
町・村役場	134,370
消費者センター関連	14,083
経産局等	180
農協関連	719
生協関連	8,634
LPガス販売店等	4,380
県協・日連	278,795
その他	227
漁協関連	500
プレス	25
賛助会員	150
旧卸協会員	4,120
消費者団体	56,158
追加送付分	65,903
その他	5,418
合計	650,000

※

※テーマ設定が、「災害及び料金編」を取り扱っていることから、相当量のストックが必要